

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

訓令	ページ
高知県公営企業局訓令	
高知県議会訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
高知県人事委員会訓令	
◎高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県暴力団排除条例施行規則	5

-----  
 訓 令  
 公 営 企 業 局 訓 令  
 議 会 訓 令  
 教 育 委 員 会 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令  
 人 事 委 員 会 訓 令  
 -----

- 高知県訓令第1号
- 高知県公営企業局訓令第1号
- 高知県議会訓令第1号
- 高知県教育委員会訓令第1号
- 高知県警察本部訓令第7号
- 高知県監査委員訓令第1号
- 高知県人事委員会訓令第1号

本 庁  
 各 出 先 機 関  
 労 働 委 員 会 事 務 局  
 収 用 委 員 会 事 務 局  
 公 営 企 業 局 本 局  
 公 営 企 業 局 各 事 業 所  
 公 営 企 業 局 各 病 院  
 議 会 事 務 局  
 教 育 委 員 会 事 務 局  
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

各 教 育 機 関  
 各 県 立 学 校  
 警 察 本 部  
 警 察 署  
 監 査 委 員 事 務 局  
 人 事 委 員 会 事 務 局

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程を次のように定める。

平成23年3月10日

高知県知事	尾崎 正直
高知県公営企業局長	長瀬 順一
高知県議会議長	溝渕 健夫
高知県教育委員会委員長	小島 一久
高知県警察本部長	加藤 晃久
高知県代表監査委員	奴田原 訂
高知県人事委員会委員長	山本 俊二郎

### 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第6条から第8条までの規定に基づき、県の事務及び事業における暴力団の排除を徹底し、公平かつ公正な県政運営を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において使用する用語の意義は、高知県暴力団排除条例において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
  - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
  - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人（支配人、本店长、支店长その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）
- (3) 契約等の相手方 次に掲げるものをいう。
  - ア 県の事業等の契約の相手方となるために必要な申込み、申請等をしているもの
  - イ 県が行う一般競争入札又は指名競争入札の参加資格を有するもの、入札に参加しようとするもの、県が随意契約の相手方として選定するもの及び既に契約を締結した相手方
  - ウ 補助金、貸付金その他いかなる名称であるかを問わず県

から金銭等の交付等を受けるための申請をしたもの及び申請をしようとするもの並びに金銭等の交付等を受けたものエ アからウまでに掲げるもののほか、県が行う許認可等の処分の対象となる資格を有するもの

(4) 排除措置 入札参加資格者の指名停止、契約の解除、許認可等の取消しその他の県の事務及び事業から暴力団を排除するために必要な措置をいう。

(5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。

ア 暴力団

イ 暴力団員

ウ 暴力団員等

エ アからウまでに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するものとして知事が認めるもの

- (ア) 役員等が暴力団員等に該当するもの
- (イ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
- (ウ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(オ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(キ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(6) 排除措置担当所属長 排除措置の対象となる県の事務及び事業を担当する所属の長をいう。

(県の事務及び事業)

**第3条** 県の事務及び事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県有財産の売払い
- (2) 県有財産又は金銭の貸付けに係る契約
- (3) 補助金等の交付
- (4) 公の施設の指定管理者の指定
- (5) 公の施設の利用許可又は行政財産の使用許可

<p>(6) 生活保護の決定又は実施</p> <p>(7) 県営住宅又は特定公共賃貸住宅の入居者の決定、使用制限又は明渡し請求</p> <p>(8) 物品等の売買、工事若しくは製造の請負、修理又は借入れに係る契約</p> <p>(9) 役務の提供又は業務の委託に係る契約</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、県が当事者となって行う暴力団を利するおそれのある処分等の事務 (情報提供等)</p> <p><b>第4条</b> 排除措置担当所属長は、契約等の相手方が排除措置対象者に該当するか否かについて確認を行う必要があると認めるときは、警察本部刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）に対し、別記第1号様式により照会をすることができる。</p> <p>2 組織犯罪対策課長は、前項の規定に基づく照会を受理したときは、速やかに事実関係を調査し、当該排除措置担当所属長に対し、その結果を別記第2号様式により回答するものとする。</p> <p>3 組織犯罪対策課長は、前項の場合によるほか、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することを確認したときは、排除措置担当所属長に対し、その旨を別記第3号様式により通知するとともに、排除措置を講ずることを要請することができる。</p> <p>4 排除措置担当所属長は、第2項の規定による回答又は前項の規定による通知を受けて、排除措置を講じたときは、組織犯罪対策課長に対し、速やかにその旨を別記第4号様式により通知するものとする。</p> <p>5 前各項の規定は、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第77条若しくは第78条又は高知県特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第4号）第51条若しくは第52条の規定によるものについて準用する。 (排除措置の実施)</p> <p><b>第5条</b> 排除措置担当所属長は、前条第2項の規定による回答又は同条第3項の規定による通知により、契約等の相手方が排除措置対象者に該当すると認めるときは、やむを得ない事由があると認められるときを除き、排除措置を講ずるものとする。 (情報管理)</p> <p><b>第6条</b> 排除措置担当所属長及び排除措置の業務に従事する職員は、排除措置のために相互に提供された情報等を適正に管理し、排除措置以外の目的に使用してはならない。 (秘密保持)</p> <p><b>第7条</b> 排除措置担当所属長及び排除措置の業務に従事する職員は、業務に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。 (相互協力)</p> <p><b>第8条</b> 排除措置担当所属長及び組織犯罪対策課長は、排除措置の対象となる県の事務及び事業が適正かつ円滑に行われるよう</p>	<p>次に掲げる相互協力を実施し、連携を図るものとする。</p> <p>(1) 排除措置担当所属長は、排除措置を講ずるに際し、又は排除措置を講じた後に当該排除措置対象者からの妨害等が予想されるときは、警察本部に対し、警察官の出動その他の支援及び協力を要請すること。</p> <p>(2) 警察本部は、前号の規定により要請を受けたときは、警察官の出動その他の支援及び協力をを行うこと。</p> <p>(3) 前2号に掲げる行為に準じて支援及び協力をを行うこと。 (不当介入への対応)</p> <p><b>第9条</b> 排除措置担当所属長は、契約等の相手方が排除措置対象者から不当要求又は違法行為を受けたときは、速やかに警察に通報するよう指導するものとする。 (委任)</p> <p><b>第10条</b> この規程に定めるもののほか、県の事務及び事業における暴力団の排除に関し必要な事項は、知事が、又は知事と警察本部長とが協議して別に定める。</p> <p><b>附 則</b> (施行期日)</p> <p>1 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月10日から施行する。 (準備行為)</p> <p>2 第4条に規定する情報提供等及び第5条に規定する排除措置の実施に関し必要な行為は、この訓令の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。</p>	
--	--	--

別記

第1号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

組織犯罪対策課長 様

排除措置担当所属長

排除措置対象者の該当性について（照会）

高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第4条第1項の規定に基づき、下記のもが排除措置対象者に該当するか否かについて照会します。

記

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名及び生年月日（法人等の場合は、名称並びに代表者の職・氏名及び生年月日）	
備考	

備考 氏名には、振り仮名を付ける。

第2号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

排除措置担当所属長 様

組織犯罪対策課長

排除措置対象者の該当性について（回答）

年 月 日付け 第 号で照会がありました件について、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（以下「規程」という。）第4条第2項の規定により下記のとおり回答します。

記

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人等の場合は、名称及び代表者の職・氏名）	
回答事項	<input type="checkbox"/> 該当しない <input type="checkbox"/> 該当する 該当条項 <input type="checkbox"/> 規程第2条第2項第5号ア <input type="checkbox"/> 規程第2条第2項第5号イ <input type="checkbox"/> 規程第2条第2項第5号ウ <input type="checkbox"/> 規程第2条第2項第5号エ（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
備考	

備考 該当するものの□内に△点を付ける。

第3号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

排除措置担当所属長 様

組織犯罪対策課長

排除措置対象者の該当性の確認について（通知）

下記のものが排除措置対象者に該当する事実を確認しましたので、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第4条第3項の規定により通知します。

記

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人等の場合は、名称及び代表者の職・氏名）	
排除措置の要請の理由	
備考	

第4号様式（第4条関係）

第 号  
年 月 日

組織犯罪対策課長 様

排除措置担当所属長

排除措置の実施について（通知）

下記のものに対し排除措置を実施しましたので、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第4条第4項の規定により通知します。

記

住所（法人等の場合は、主たる事務所の所在地）	
氏名（法人等の場合は、名称及び代表者の職・氏名）	
排除措置年月日	年 月 日
排除措置の結果	
備考	

-----  
**公安委員会規則**  
 -----

高知県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。  
 平成23年3月10日

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

**高知県公安委員会規則第3号**

**高知県暴力団排除条例施行規則**

(趣旨)

**第1条** この規則は、高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査の手続)

**第2条** 高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、条例第25条第1項の規定に基づき説明又は資料の提出を求めるときは、違反する行為をした疑いがあると認められる者その他関係者に対し、別記第1号様式による説明・資料提出要求書により通知しなければならない。この場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、その旨を通知するものとする。

2 条例第25条第1項の規定に基づき説明又は資料の提出を求められた者（以下「説明・資料提出者」という。）は、前項後段の規定により口頭による説明を求められた場合で資料の提出をしないときを除き、別記第2号様式による説明・資料提出書（当該提出を求められた資料を含む。以下この条において「説明・資料提出書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

3 公安委員会は、第1項の場合においては、説明・資料提出書の提出期限又は口頭による説明期日までに相当な期間を置くようにしなければならない。

4 公安委員会は、説明・資料提出者が正当な理由がなく、提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明期日に出頭しなかったときは、条例第25条第1項の規定に基づき説明又は資料の提出を拒んだものとして取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

**第3条** 公安委員会は、前条第1項後段の規定により口頭による説明を求めたときは、高知県警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する警察職員に当該説明を聴取させることができる。

2 前条第1項後段の規定により口頭による説明を求められた者（第4項において「口頭説明者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記第3号様式による説明日時等変更申出書により当該説明の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定に基づく申出により、又は職権で、口頭による説明の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定に基づき口頭による説明の日時若しくは場所の変更をするとき又は第2項の規定に基づく申出を受けた場合で口頭による説明の日時若しくは場所の変更をしないときは、口頭説明者に対し、速やかにその旨を別記第4号様式による説明日時等決定通知書により通知しなければならない。

(勧告の方法)

**第4条** 条例第25条第2項の規定に基づく勧告は、別記第5号様式による勧告書によりするものとする。

(公表の方法等)

**第5条** 条例第25条第3項の規定に基づく公表は、次に掲げる事項を高知県公報に登載してするものとする。

(1) 説明若しくは資料の提出を拒み、又は勧告に従わなかった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の職名及び氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 公表の原因となった事実

2 公安委員会は、前項各号に掲げる事項を高知県警察本部のホームページ及び公安委員会のホームページに掲載することができる。

(意見を述べる機会の付与の手続)

**第6条** 公安委員会は、条例第25条第4項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公表の対象となる者（以下「公表対象者」という。）に対し、別記第6号様式による意見の聴取通知書により通知しなければならない。この場合において、口頭による意見の聴取を行うことが適当であると認めるときは、その旨を通知するものとする。

2 条例第25条第4項の規定により意見を述べようとする者は、前項後段の規定により口頭による意見の聴取を認められたときを除き、別記第7号様式による意見書（以下この条において「意見書」という。）を公安委員会に提出しなければならない。

3 公表対象者は、条例第25条第4項の規定により意見を述べるときは、証拠資料を公安委員会に提出することができる。

4 公安委員会は、第1項の場合においては、意見書の提出期限又は口頭による意見の聴取期日までに相当な期間を置くようにしなければならない。

5 公安委員会は、公表対象者が正当な理由がなく、提出期限までに意見書の提出をせず、又は口頭による意見の聴取期日に出頭しなかったときは、条例第25条第4項の規定による意見がなかったものとして取り扱うものとする。

(口頭による意見の聴取)

**第7条** 公安委員会は、前条第1項後段の規定により口頭による意見の聴取を認めるときは、本部長が指定する警察職員に当該

意見の聴取をさせることができる。

2 前条第1項後段の規定により口頭による意見の聴取を認められた者（第4項において「口頭意見者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、別記第8号様式による意見の聴取日時等変更申出書により当該意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定に基づく申出により、又は職権で、口頭による意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定に基づき口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をするとき又は第2項の規定に基づく申出を受けた場合で口頭による意見の聴取の日時若しくは場所の変更をしないときは、口頭意見者に対し、速やかにその旨を別記第9号様式による意見の聴取日時等決定通知書により通知しなければならない。

(代理人の選任)

**第8条** 説明・資料提出者又は公表対象者は、代理人を選任することができる。

2 前項の代理人は、各自、説明・資料提出者又は公表対象者のために、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることができる。

3 説明・資料提出者又は公表対象者は、第1項の規定に基づき代理人を選任するときは、別記第10号様式による代理人選任届出書により公安委員会に届け出なければならない。

4 説明・資料提出者又は公表対象者は、第1項の規定に基づき選任した代理人がその資格を失ったときは、直ちに別記第11号様式による代理人資格喪失届出書により公安委員会に届け出なければならない。

(委任)

**第9条** この規則の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

**附 則**

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

説明・資料提出要求書

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

高知県暴力団排除条例第25条第1項の規定に基づき、次のとおり説明又は資料の提出を求めます。

1 要求内容

説明又は資料の提出を求める理由	
求める説明又は資料の内容	

2 説明の方法

書面（説明・資料提出書）の提出

提出期限	年 月 日まで
提出先	
資料の提出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

口頭による説明

説明の日時	年 月 日 時 分から
説明の場所	
資料の提出の要否	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否

注 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりとします。

備考 該当するものの□内に△点を付ける。

（裏面）

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 説明・資料提出書（別記第2号様式）は、あなたの住所及び氏名、この説明・資料提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記入して、提出期限までに提出先に提出してください。  
 なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書（別記第2号様式）を提出する必要はありません。
- 2 正当な理由がなく提出期限までに説明・資料提出書（別記第2号様式）の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明の日時に出席しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 3 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、高知県暴力団排除条例第25条第3項の規定に基づき、当該事実その他の必要な事項を公表することがあります。
- 4 口頭による説明を求められた場合であなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、高知県公安委員会に対し、説明日時等変更申出書（別記第3号様式）により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任することができますので、説明・資料提出要求書（別記第2号様式）の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続を委任する旨を明示した代理人選任届出書（別記第10号様式）を高知県公安委員会に提出してください。  
 なお、選任した代理人がその資格を失ったときは、直ちに代理人資格喪失届出書（別記第11号様式）を高知県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による説明の日時に出席するときは、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第2号様式（第2条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所  
氏名 ㊟  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県暴力団排除条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第	号	年	月	日
説明又は提出資料の内容					
備考					

注 すべての記入することができないときは、別様に記載して添えてください。

第3号様式（第3条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所  
氏名 ㊟  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県暴力団排除条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第	号	年	月	日
申出事項	<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更				
申出内容	変更前	日時	年 月 日		時 分から
		場所			
	変更後	日時	年 月 日		時 分から
		場所			
変更申出の理由					

注 該当するものの□内に△点を付けてください。

第4号様式（第3条関係）

説明日時等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

口頭による説明の日時及び場所について次のとおり決定しましたので、高知県暴力団排除条例施行規則第3条第4項の規定により通知します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 号 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更事項	<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更
	変更前	日時 年 月 日 時 分から
	場所	場所
	変更後	日時 年 月 日 時 分から
場所	場所	
<input type="checkbox"/> 不変更決定	変更をしなかった理由	

備考 該当するものの□内に△点を付ける。

第5号様式（第4条関係）

勧告書

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

高知県暴力団排除条例第25条第2項の規定に基づき、次のとおり勧告します。

勧告の内容	
勧告の原因となった事実	
違反する行為の該当条項	高知県暴力団排除条例第 条第 項

注 正当な理由がなくこの勧告に従わなかったときは、高知県暴力団排除条例第25条第3項の規定に基づき、当該事実その他の必要な事項を公表することがあります。



第6号様式（第6条関係）

意見の聴取通知書

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

高知県暴力団排除条例第25条第4項の規定により次のとおり意見の聴取をしますの  
で、高知県暴力団排除条例施行規則第6条第1項の規定により通知します。

1 公表に係る内容

公表をしようとする内容	
公表の原因としている事実	
違反する行為の該当条項	高知県暴力団排除条例第 条第 項

2 意見の聴取の方法

書面（意見書）の提出

提出期限	年 月 日まで
提出先	

口頭による意見の聴取

意見の聴取の日時	年 月 日 時 分から
意見の聴取の場所	

注 意見の聴取に際しての注意事項は、裏面のとおりとします。

備考 該当するものの□内にレ点を付ける。

（裏面）

意見の聴取に際しての注意事項

- 1 意見書（別記第7号様式）は、あなたの住所及び氏名、この意見の聴取通知書の番号及び日付並びに公表の原因としている事実その他当該事実の内容についての意見を記入して、提出期限までに提出先に提出してください。  
なお、口頭による意見の聴取が行われるときは、意見書（別記第7号様式）を提出する必要はありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を高知県公安委員会に提出することができます。
- 3 正当な理由がなく提出期限までに意見書（別記第7号様式）の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取の日時に出席しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であなたが病気その他やむを得ない理由があるときは、高知県公安委員会に対し、意見の聴取日時等変更申出書（別記第8号様式）により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任することができますので、意見の聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続を委任する旨を明示した代理人選任届出書（別記第10号様式）を高知県公安委員会に提出してください。  
なお、選任した代理人がその資格を失ったときは、直ちに代理人資格喪失届出書（別記第11号様式）を高知県公安委員会に提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が口頭による意見の聴取の日時に出席するときは、この意見の聴取通知書を持参してください。

第7号様式（第6条関係）

意見書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名



（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり提出します。

意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因としている 事実その他当該事 実の内容についての 意見	
備考	

注 すべての記入することができないときは、別様に記載して添えてください。

第8号様式（第7条関係）

意見の聴取日時等変更申出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名



（法人その他の団体の場合は、主たる事務所  
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

高知県暴力団排除条例施行規則第7条第2項の規定に基づき、次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見の聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日	
申出事項	<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更	
申出 内容	変更前	日時 年 月 日 時 分から
		場所
	変更後	日時 年 月 日 時 分から
		場所
変更申出の理由		

注 該当するものの□内に△点を付けてください。

第9号様式（第7条関係）

意見の聴取日時等決定通知書

第 号  
年 月 日

様

高知県公安委員会 印

口頭による意見の聴取の日時及び場所について次のとおり決定しましたので、高知県暴力団排除条例施行規則第7条第4項の規定により通知します。

意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 変更決定	変更事項	<input type="checkbox"/> 日時の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更 <input type="checkbox"/> 日時及び場所の変更
	変更前	日時 年 月 日 時 分から
	場所	
	変更後	日時 年 月 日 時 分から
場所		
<input type="checkbox"/> 不変更決定	変更をしなかった理由	

備考 該当するものの□内にレ点を付ける。

第10号様式（第8条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所  
氏名 印  
(法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

高知県暴力団排除条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、次の者を代理人として選任し、説明若しくは資料の提出又は意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任します。

委任する項目	<input type="checkbox"/> 説明	<input type="checkbox"/> 資料の提出	<input type="checkbox"/> 意見の聴取
説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	第 号	年 月 日	
代理人	住所		
	氏名		
代理人との関係			

注 該当するものの□内にレ点を付けてください。

第11号様式（第8条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所

氏名

印

（法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

次の代理人は、その資格を失いましたので、高知県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により届け出ます。

委任していた項目	<input type="checkbox"/> 説明	<input type="checkbox"/> 資料の提出	<input type="checkbox"/> 意見の聴取
説明・資料提出要求書又は意見の聴取通知書の番号及び日付	第	号	年 月 日
代理人	住所		
	氏名		

注 該当するものの□内に△点を付けてください。